

年度 市民税・県民税・森林環境税課税明細書(課税計算等) は変更前の金額です。

市 民 税 (円)									市民税・県民税 合計額 (円)
調整控除	税額控除	住宅借入金控除	寄附金控除	林割・配当割控除	差引所得割額	均等割額	合 計		
変更前									
決定額									
差 引									
※市民税定額減税済額 ×,×××円									
県 民 税 (円)									森林環境税 (円)
調整控除	税額控除	住宅借入金控除	寄附金控除	林割・配当割控除	差引所得割額	均等割額	合 計		
変更前									
決定額									
差 引									
※県民税定額減税済額 ×,×××円									
※市民税・県民税定額減税除外額 ×,×××円 (円)									
	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	差引普通徴収税額	公的年金からの特別徴収税額	給与からの特別徴収税額		
変更前									
決定額									
既充当又は委託納付額									
納入済額									
今回納付額									
納 期 限									

◎住宅借入金等特別控除について
住宅借入金等特別控除は、平成21年から令和7年までの入居者で所得税において住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれない場合、市民税・県民税から控除できる特例措置が設けられています。
控除額は、次の①と②のいずれか少ない金額。①所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除可能額 ②所得税の課税総所得金額等×5% (限度額97,500円)
※居住開始年月日が平成26年4月から令和3年12月までの間で、特定取得に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等×7% (限度額136,500円)

◎寄附金控除について
寄附金控除は税額控除で、所得割額から控除されます。

◎配当割額控除・林割等譲渡所得割額控除額
配当割額又は林割等譲渡所得割額の控除がある場合は、その額の5分の3が市民税、5分の2が県民税の所得割額から控除されます。

「税額控除」欄に市民税・県民税それぞれ所得割額から控除した定額減税額が含まれています。

所得割額から控除した定額減税額です。

所得割額から控除しきれなかった定額減税額を記載しています。